

平成二十七年七月九日付け広島県報（号外）第四十六号に登載の広島県条例第三十二号（広島県税条例等の一部を改正する条例）の一部を次のように訂正する。

総務局総務課長

六	ページ		
一三	行		
		誤	
			正

（平成二十七年広島県条例第  
号）

（平成二十七年広島県条例第  
三十二号）